

岩手県告示第263号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

平成23年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

救急病院の名称	所在地
岩手県立沼宮内病院	岩手郡岩手町大字五日市第10地割4番地7